

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日		
条例の題名		三 重 県 立 職 業 能 力 開 発 施 設 条 例	公 布 日	昭和39年3月25日	
条 例 番 号		昭和39年三重県条例第35号	直 近 改 正 日	平成21年3月25日	
所管部局課		雇 用 経 済 部 雇 用 対 策 課	電 話 番 号	059-224-2465	
条例の概要		職業能力開発促進法の規定に基づき、県立職業能力開発施設である三重県立津高等技術学校の設置・運営に関し、必要な事項を定めるものである。		条例の 類型	財産管理 型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容		
必 要 性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	公共職業能力開発施設である津高等技術学校は、現在も多数の職業訓練を実施しており、県民の職業能力開発のために重要な施設として、現在でも妥当性を有している。		
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	職業能力開発促進法第16条第1項の規定により、県には職業能力開発校の設置義務があり、県民の職業能力の向上を実現するための施設として、今後も公的な関与を行う必要がある。		
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい			
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし			
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	職業能力開発促進法第16条第3項の規定により、条例で規定する必要がある。		
適 法 性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	職業能力開発促進法		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい			
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい			
有 効 性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい			
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい			
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい			
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	津高等技術学校運営に関して必要な規定であり、一部でも廃止した場合、適正な運営ができなくなるおそれがある。		
効 率 性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい			
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	いいえ	地域主権改革一括法により職業能力開発促進法に規定している項目の一部が条例委任されたため、条例での追加記載が必要である。		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい			
公 平 性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい			
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	津高等技術学校が実施する職業訓練は、広い対象者が受講可能である。		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	コストは国からの交付金及び県税でまかなっており、限定的でない。		
そ の 他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点 検 ・ 見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項		見直しに 関する規 定の有無	有効期限 に関する 規定の有 無
	改正を 検討す る。	職業能力開発促進法の改正により、条例委任された項目ができたことに伴い、改正が必要である。	平成24年度中に条例改正案を提案予定。	無	無